

関西学院大学 専門職大学院学則

第 1 章 総 則

第 1 条 この学則は関西学院大学大学院学則第 3 条第 2 項に基づき、専門職大学院の組織及び運営について定めることを目的とする。

第 2 条 関西学院大学専門職大学院(以下「本専門職大学院」という)は学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うとともに、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表のとおりとする。

第 3 条 本専門職大学院に専門職学位課程を置く。

第 4 条 本専門職大学院に次の専攻を置く。

- 1 司法研究科 法務専攻
- 2 経営戦略研究科 経営戦略専攻
会計専門職専攻

2 司法研究科法務専攻は専門職大学院設置基準第 18 条の規定に基づく法科大学院とし、法科大学院と称する。

第 5 条 司法研究科法務専攻の標準修業年限を 3 年とする。

2 経営戦略研究科経営戦略専攻及び会計専門職専攻の標準修業年限を 2 年とする。

第 6 条 本専門職大学院の学生定員を次のとおりとする。

| 研究科名 | 専攻名 | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|-------|-------|-------|
| 司法研究科 | 法 務 | 50 名 | 150 名 |
| 経営戦略研究科 | 経営戦略 | 100 名 | 200 名 |
| | 会計専門職 | 70 名 | 140 名 |

第 7 条 各研究科は、教育研究活動に関して、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検及び評価の実施に関する事項は別に定める。

第 8 条 各研究科は、教育研究活動及び研究科の運営に関して、関西学院大学以外の組織による評価を受けるものとする。

第 2 章 職員組織

第 9 条 各研究科に研究科長を置く。

第 10 条 各研究科に研究科教授会を置き、任期の定めのない研究科専任教員をもってこれを構成する。

2 研究科教授会は研究科長が必要と認めた場合、又は 3 分の 1 以上の構成員の要求があったとき開催される。

第 11 条 研究科教授会は教育研究に関する次の事項を議決する。

- 1 教授・准教授・助教・講師の人事に関する事項
- 2 名誉教授に関する事項

- 3 学位の授与に関する事項
- 4 教育課程及び授業担当者に関する事項
- 5 学生の入学、課程の修了等学籍異動に関する事項
- 6 学生の資格認定及び身分に関する事項
- 7 学生の賞罰に関する事項
- 8 研究科諸規程の制定・改廃に関する事項
- 9 その他研究科に関する事項

第12条 研究科教授会は教育研究に関する次の事項を審議する。

- 1 研究科予算案
 - 2 研究科予算の配分
 - 3 その他研究科長が諮問する事項
- 2 研究科教授会に関するその他の規定は別に定める。

第3章 教育課程

第13条 本専門職大学院の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

- 2 各研究科の授業の単位の基準は、学部の授業の単位の基準に準ずる。
- 3 本専門職大学院における成績評価及び試験については、別にこれを定める。

第1節 司法研究科

第14条 司法研究科における授業科目及びその単位数を次のとおりとする。

a. 法律基本科目

| | | | | | |
|---------------------|---|------------------------|---|-----------------|---|
| 憲法Ⅰ(人権論Ⅰ) | 2 | 憲法Ⅱ(統治機構論) | 2 | 憲法Ⅲ(人権論Ⅱ) | 2 |
| 民法Ⅰ(総則・物権) | 4 | 民法Ⅱ(債権各論) | 4 | 民法Ⅲ(債権総論) | 4 |
| 民法Ⅳ(担保物権) | 2 | 商法入門 | 2 | 民事訴訟法Ⅰ(第一審判決手続) | 2 |
| 民事訴訟法Ⅱ(上訴・複雑訴訟) | 2 | 刑法Ⅰ(刑法総論) | 2 | 刑法Ⅱ(刑法各論Ⅰ) | 2 |
| 刑法Ⅲ(刑法各論Ⅱ) | 2 | 刑事訴訟法 | 2 | 現代家族法 | 2 |
| 憲法演習 | 2 | 行政法Ⅰ(行政救済法) | 2 | 行政法Ⅱ(行政法総論) | 2 |
| 行政法演習 | 2 | 民法演習Ⅰ(総則・物権) | 2 | 民法演習Ⅱ(債権) | 2 |
| 会社法 | 2 | 会社法演習 | 2 | 民事訴訟法演習 | 2 |
| 刑法演習 | 2 | 刑事訴訟法演習 | 2 | 商行為法・手形小切手法 | 2 |
| 民事法総合演習Ⅰ(債権に関する諸問題) | 2 | 民事法総合演習Ⅱ(総則・物権に関する諸問題) | 2 | 商事法総合演習 | 2 |
| 民事訴訟法総合演習 | 2 | 刑法総合演習 | 2 | 刑事訴訟法総合演習 | 2 |
| 刑事法発展演習 | 2 | 公法総合演習 | 2 | | |

b. 実務基礎科目

| | | | | | |
|-------------|---|-------------------|---|-------------------|---|
| 専門職責任(法曹倫理) | 2 | 民事ローヤリングⅠ | 2 | 民事ローヤリングⅡ | 2 |
| 民事裁判実務 | 2 | 刑事裁判実務Ⅰ(捜査と公判の交錯) | 2 | 刑事裁判実務Ⅱ(証拠法と事実認定) | 2 |
| エクスターンシップ | 2 | クリニック | 2 | 刑事模擬裁判 | 2 |

c. 基礎法学・隣接科目

| | | | | | |
|--------|---|---------|---|----------|---|
| 英米法総論 | 2 | 英米法各論 | 2 | 法哲学 | 2 |
| 法社会学 | 2 | 紛争解決の歴史 | 2 | 法曹史 | 2 |
| 近代法の形成 | 2 | 公共政策論 | 2 | 経営学 | 2 |
| 会計学 | 2 | 簿記論 | 2 | キリスト教と人権 | 2 |

d. 展開・先端科目

| | | | | | |
|----------------|---|-------------------|---|-------------------|---|
| 労働法Ⅰ(個別労働関係法) | 2 | 労働法Ⅱ(労使関係法と労働争訟法) | 2 | 労働法演習 | 2 |
| 経済法 | 2 | 経済法演習 | 2 | 税法 | 2 |
| 税法演習 | 2 | 税務争訟法 | 2 | 民事執行・保全法 | 2 |
| 倒産処理法Ⅰ(破産手続) | 2 | 倒産処理法Ⅱ(倒産処理) | 2 | 倒産処理法演習 | 2 |
| 金融商品取引法 | 2 | 知的財産権法Ⅰ(特許権) | 2 | 知的財産権法Ⅱ(著作権) | 2 |
| 知的財産権法演習Ⅰ(特許権) | 2 | 知的財産権法演習Ⅱ(著作権) | 2 | 経済犯罪 | 2 |
| 信託法 | 2 | 企業法実務(企業統治とリスク管理) | 2 | 公法実務Ⅰ(裁判実務) | 2 |
| 公法実務Ⅱ(行政実務) | 2 | 地方自治法 | 2 | 自治体法務Ⅰ(都市計画の法的課題) | 2 |
| 自治体法務Ⅱ(参加の法理論) | 2 | 立法演習 | 2 | 国際法 | 2 |
| 国際法演習 | 2 | 国際人権法 | 2 | 国際私法 | 2 |
| 国際経済法 | 2 | 国際民事手続法 | 2 | 国際取引法 | 2 |
| 法律英語 | 2 | アメリカ公法 | 2 | アメリカ私法 | 2 |
| アメリカ会社法 | 2 | 日本法(英語) | 2 | 現代人権論 | 2 |
| 現代正義論 | 2 | 司法制度論 | 2 | 社会保障法 | 2 |
| 生命倫理と法 | 2 | 医事関係訴訟 | 2 | 消費者法 | 2 |
| 少年法 | 2 | 環境政策と法 | 2 | 環境法演習 | 2 |
| A D R | 2 | 犯罪学 | 2 | ジェンダーと法 | 2 |
| リーガルトピックス | 2 | | | | |

e. 特別演習科目

| | | | | | |
|-------|---|-------|---|-------|---|
| 基礎演習Ⅰ | 1 | 基礎演習Ⅱ | 1 | 基礎演習Ⅲ | 1 |
| 基礎演習Ⅳ | 1 | 特別演習 | 2 | | |

第15条 前条の授業科目のうち、次の授業科目を必修科目とする。

- 1 法律基本科目のうち、現代家族法、商行為法・手形小切手法、民事法総合演習Ⅰ(債権に関する諸問題)、民事法総合演習Ⅱ(総則・物権に関する諸問題)、商事法総合演習、民事訴訟法総合演習、刑法総合演習、刑事訴訟法総合演習、刑事法発展演習、公法総合演習を除く25科目56単位。
 - 2 実務基礎科目のうち、専門職責任(法曹倫理)、民事ローヤリングⅠ、民事裁判実務、刑事裁判実務Ⅰ(捜査と公判の交錯)の4科目8単位。
 - 3 基礎法学・隣接科目のうち、英米法総論1科目2単位。
- 2 前項の授業科目のほか、次の授業科目を選択必修科目とする。
- 1 法律基本科目のうち、「民事法総合演習Ⅰ(債権に関する諸問題)または民事法総合演習Ⅱ(総則・物権に関する諸問題)」、「刑法総合演習または刑事訴訟法総合演習」、「公法総合演習」のうち2科目4単位。
 - 2 実務基礎科目のうち、民事ローヤリングⅡ、エクスターンシップ、クリニックのうち1科目2単位、及び刑事模擬裁判または刑事裁判実務Ⅱのうち1科目2単位。

- 第16条** 司法研究科における必修科目及び選択必修科目以外の授業科目は、司法研究科の授業科目のうちから履修しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該学生の教育上特に必要と認められた場合に限り、司法研究科における選択科目として、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科委員会若しくは研究科教授会又は他の大学院の承認を得なければならない。
 - 3 前項の規定により修得した単位については、司法研究科における授業科目の履修により修得したのものとして、30単位を超えない範囲で所定の単位数に算入することができる。ただし、修了に必要な単位数が93単位を超える場合は、その超える部分の単位数に限り、30単位を超えて算入することができる。
 - 4 研究科は、教育上特に必要と認められた場合、当該学生が司法研究科に入学する前に大学院において修得した単位を司法研究科における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。
 - 5 前項の規定により認定できる単位数は、司法研究科において修得した単位を除き、30単位を超えないものとする。ただし、編入学の場合はこの限りでない。
 - 6 入学時に司法研究科で必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者(以下「法学既修者」という)として認められた者については、30単位を超えない範囲で司法研究科における必要単位を修得したものとすることができる。法学既修者の認定については別に定める。
 - 7 第3項、第5項及び第6項に定める単位数は、あわせて30単位(第3項ただし書の規定により30単位を越えて算入する単位を除く)を超えないものとする。

第2節 経営戦略研究科

第17条 経営戦略研究科における授業科目及びその単位数を次のとおりとする。

1 経営戦略専攻

企業経営戦略コース

a. コア科目群

| | | | | | |
|------|---|-----|---|-------------|---|
| 企業倫理 | 2 | 経営学 | 2 | 会計学 | 2 |
| 経済学 | 2 | 統計学 | 2 | 英語コミュニケーション | 2 |

b. ベーシック科目群

| | | | | | |
|--------------|---|-----------|---|----------------|---|
| 経営戦略 | 2 | 人的資源管理 | 2 | マーケティング・マネジメント | 2 |
| ファイナンス | 2 | 財務諸表分析 | 2 | テクノロジー・マネジメント | 2 |
| 情報システム | 2 | ベンチャービジネス | 2 | 公共経営論 | 2 |
| 行動科学 | 2 | 統計分析論 | 2 | ゲーム理論 | 2 |
| グローバル・エコノミー | 2 | 会社法 | 2 | 上級英語コミュニケーション | 2 |
| イノベティブ・シンキング | 2 | | | | |

c. アドバンスト科目群

| | | | | | |
|----------------------|---|-------------------|---|-------------|---|
| 企業経営史 | 2 | 企業家論 | 2 | 組織行動 | 2 |
| 組織管理 | 2 | 人材マネジメント | 2 | 管理会計 | 2 |
| 国際経営 | 2 | NPOマネジメント | 2 | 事業システム戦略論 | 2 |
| 組織管理事例研究 | 2 | 経営戦略事例研究 | 2 | 中小企業経営 | 2 |
| Business Negotiation | 2 | サービス・マーケティング | 2 | チャネル・マネジメント | 2 |
| ブランド・マネジメント | 2 | マーケティング・コミュニケーション | 2 | マーケティング戦略 | 2 |
| 営業戦略 | 2 | 流通システム | 2 | 消費者行動 | 2 |

| | | | | | |
|-----------------------------|---|---------------------------|---|------------------------|---|
| ロジスティクス | 2 | 国際マーケティング | 2 | マーケティング・リサーチ | 2 |
| Special Topics in Marketing | 2 | 企業ファイナンス | 2 | 金融工学 | 2 |
| 証券投資 | 2 | 金融商品 | 2 | 行動ファイナンス | 2 |
| リスクマネジメント | 2 | Special Topics in Finance | 2 | Asian Financial Market | 2 |
| イノベーション経営 | 2 | 生産システム | 2 | 製品開発 | 2 |
| データマイニング | 2 | 製品開発事例研究 | 2 | 標準化経営戦略 | 2 |
| 知的財産戦略 | 2 | Product Innovation | 2 | システム・シンキング | 2 |
| システム・デザイン演習 | 2 | アントレプレナーシップ | 2 | ベンチャービジネス事例研究 | 2 |
| 新規事業計画 | 2 | 中小企業経営革新 | 2 | 企業倫理事例研究 | 2 |
| 知的財産権法 | 2 | 研究開発型ベンチャー創成 | 2 | 官民パートナーシップ論 | 2 |
| 公共経営事例研究 | 2 | 地域経営事例研究 | 2 | 公共ファイナンス | 2 |
| 自治体会計 | 2 | 自治体ガバナンス | 2 | 自治体財務管理 | 2 |
| 自治体財務管理事例研究 | 2 | 病院経営 | 2 | 病院会計 | 2 |
| 病院経営事例研究 | 2 | 病院組織管理 | 2 | 医療経済学 | 2 |
| 医療サービス・マネジメント | 2 | 大学経営 | 2 | 大学財務管理 | 2 |
| 大学経営事例研究 | 2 | 大学組織管理 | 2 | 大学運営 | 2 |
| 企業経営戦略特論A | 2 | 企業経営戦略特論B | 2 | 企業経営戦略特論C | 2 |
| 企業経営戦略特論D | 2 | 企業経営戦略特論E | 2 | 企業経営戦略特論F | 2 |
| 企業経営戦略特論G | 2 | 企業経営戦略特論H | 2 | 企業経営戦略特論I | 2 |
| 企業経営戦略特論J | 2 | 企業経営戦略特論K | 2 | 課題研究基礎 | 2 |
| 課題研究 | 4 | | | | |

国際経営コース

a. コア科目群

| | | | | | |
|--------------------|---|------------|---|--------------------------------|---|
| Business Ethics | 2 | Management | 2 | Accounting for Decision Making | 2 |
| Business Economics | 2 | Statistics | 2 | English Communication | 2 |

b. ベーシック科目群

| | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|---|----------------------------------|---|
| Making Ethical Decisions | 2 | Corporate Strategy | 2 | Designing Organizational Systems | 2 |
| International Management | 2 | Leadership and Corporate Renewal | 2 | Marketing Management | 2 |
| Marketing Strategy | 2 | Principles of Finance | 2 | Corporate Finance | 2 |
| Financial Reporting and Analysis | 2 | Cost and Management Accounting | 2 | Japanese Economy | 2 |
| Advanced English for Business Studies | 2 | Advanced English for Business Practice | 2 | | |

c. アドバンスト科目群

| | | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------|---|--|---|
| Technology Management | 2 | Cross-Cultural Management | 2 | Organizational Behavior | 2 |
| Human Resource Management | 2 | Business Negotiation | 2 | Information Management for Decision Making | 2 |
| Marketing Research | 2 | Marketing Case Analysis | 2 | Product Innovation | 2 |
| International Marketing Practice | 2 | Brand Management | 2 | Marketing Communication | 2 |
| Service Marketing | 2 | Special Topics in Marketing | 2 | Financial Risk Management | 2 |
| Financial Institutions Management | 2 | Capital Markets | 2 | Portfolio Management | 2 |
| Corporate Restructuring | 2 | International Accounting | 2 | Strategic Management Accounting | 2 |
| Asian Financial Market | 2 | Japanese Financial Practice | 2 | Accounting Theory and Practice | 2 |

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|-------------------------------|---|
| Special Topics in Finance | 2 | Management Information Systems | 2 | Industrial Organization | 2 |
| Japanese Business | 2 | Practitioner Perspectives on Management | 2 | Advanced Topics in Business A | 2 |
| Advanced Topics in Business B | 2 | Advanced Topics in Business C | 2 | Advanced Topics in Business D | 2 |
| Advanced Topics in Business E | 2 | Advanced Topics in Business F | 2 | Group Research Project | 2 |
| Individual Research | 4 | | | | |

2 会計専門職専攻

a. コア科目群

財務会計分野

| | | | | | |
|-------|---|-------|---|------|---|
| 国際会計論 | 2 | 簿記原理 | 2 | 簿記基礎 | 2 |
| 簿記 | 2 | 会計学原理 | 2 | 会計学 | 2 |
| 財務会計論 | 2 | | | | |

管理会計分野

| | | | | | |
|-------|---|--------|---|------|---|
| 管理会計論 | 2 | 工業簿記基礎 | 2 | 工業簿記 | 2 |
| 原価計算論 | 2 | | | | |

監査分野

| | | | | | |
|------|---|-----|---|--|--|
| 会計倫理 | 2 | 監査論 | 2 | | |
|------|---|-----|---|--|--|

経済・経営分野

| | | | | | |
|-------|---|-----|---|------|---|
| 経済学 | 2 | 経営学 | 2 | IT基礎 | 2 |
| 行財政基礎 | 2 | | | | |

企業法分野

| | | | | | |
|-------|---|-----------|---|-------|---|
| 企業法基礎 | 2 | 企業法 | 2 | 租税法基礎 | 2 |
| 法人税法 | 2 | 所得税法・消費税法 | 2 | | |

b. ベーシック科目群

財務会計分野

| | | | | | |
|----------|---|---------|---|----------|---|
| 簿記応用 | 2 | 会計基準論 | 2 | 国際会計基準論A | 2 |
| 国際会計基準論B | 2 | 連結財務諸表論 | 2 | 会計制度論 | 2 |
| 国際公会計論 | 2 | 公会計論 | 2 | 非営利法人会計論 | 2 |

管理会計分野

| | | | | | |
|---------|---|-----------|---|-------|---|
| 意思決定会計論 | 2 | 業績評価会計論 | 2 | 原価管理論 | 2 |
| 財務分析 | 2 | コストマネジメント | 2 | | |

監査分野

| | | | | | |
|-------|---|-------|---|-------|---|
| 監査制度論 | 2 | 監査概念論 | 2 | 監査基準論 | 2 |
| 国際監査論 | 2 | | | | |

経済・経営分野

| | | | | | |
|---------------|---|-------|---|-------|---|
| 経済政策 | 2 | 財政学 | 2 | 統計学 | 2 |
| ファイナンス | 2 | 経営管理論 | 2 | 経営財務論 | 2 |
| ビジネスコミュニケーション | 2 | 行政経営論 | 2 | IT統制 | 2 |

企業法分野

| | | | | | |
|---------|---|----|---|-----|---|
| 民法 | 2 | 商法 | 2 | 会社法 | 2 |
| 金融商品取引法 | 2 | | | | |

c. アドバンスト科目群

財務会計分野

| | | | | | |
|--------------------|---|--------------------|---|---------------------|---|
| 英 文 会 計 | 2 | 中 小 会 社 会 計 論 | 2 | 環 境 会 計 論 | 2 |
| 企 業 内 容 開 示 論 | 2 | ビ ジ ネ ス 会 計 論 | 2 | 簿 記 課 題 研 究 | 4 |
| 財 務 会 計 課 題 研 究 | 4 | 財 務 会 計 事 例 研 究 | 2 | 英 文 会 計 事 例 研 究 | 2 |
| 財 務 会 計 論 文 指 導 I | 2 | 財 務 会 計 論 文 指 導 II | 2 | 財 務 会 計 論 文 指 導 III | 2 |
| 財 務 会 計 論 文 指 導 IV | 2 | 財 務 会 計 特 別 講 義 A | 2 | 財 務 会 計 特 別 講 義 B | 2 |

管理会計分野

| | | | | | |
|-------------------|---|-----------------|---|-------------------|---|
| 会 計 情 報 シ ス テ ム | 2 | 公 管 理 会 計 論 | 2 | 管 理 会 計 課 題 研 究 | 4 |
| 原 価 計 算 課 題 研 究 | 4 | 管 理 会 計 事 例 研 究 | 2 | 管 理 会 計 特 別 講 義 A | 2 |
| 管 理 会 計 特 別 講 義 B | 2 | | | | |

監査分野

| | | | | | |
|---------------|---|---------------|---|-------------|---|
| 内 部 統 制 論 | 2 | シ ス テ ム 監 査 | 2 | 内 部 監 査 論 | 2 |
| 公 監 査 論 | 2 | 監 査 課 題 研 究 | 4 | 監 査 事 例 研 究 | 2 |
| 監 査 特 別 講 義 A | 2 | 監 査 特 別 講 義 B | 2 | | |

経済・経営分野

| | | | | | |
|-------------------|---|-----------------|---|-----------------|---|
| 企 業 ファイナンス | 2 | 経 営 戦 略 | 2 | 組 織 管 理 | 2 |
| N P O マ ネ ジ メ ン ト | 2 | コーポレート・ガバナンス | 2 | 自 治 体 財 務 管 理 | 2 |
| 病 院 会 計 | 2 | 大 学 財 務 管 理 | 2 | 人 材 開 発 論 | 2 |
| 経 営 学 課 題 研 究 | 4 | 経 営 学 特 別 講 義 A | 2 | 経 営 学 特 別 講 義 B | 2 |

企業法分野

| | | | | | |
|-----------------|---|-----------------|---|-----------------|---|
| 倒 産 処 理 法 | 2 | 知 的 財 産 権 法 | 2 | 信 託 法 | 2 |
| 企 業 法 要 説 | 2 | 租 税 法 課 題 研 究 | 4 | 企 業 法 課 題 研 究 | 4 |
| 租 税 法 事 例 研 究 | 2 | 会 社 法 事 例 研 究 | 2 | 企 業 法 特 別 講 義 A | 2 |
| 企 業 法 特 別 講 義 B | 2 | 租 税 法 特 別 講 義 A | 2 | 租 税 法 特 別 講 義 B | 2 |

3 専攻共通

外国大学院科目(1科目各1~4単位) 他大学院科目(1科目各1~4単位)

第 18 条 前条の授業科目について、修了に必要な修得単位数を次のとおりとする。

1 経営戦略専攻

企業経営戦略コース

必要修得単位数を 44 単位とし、そのうち、コア科目から必修 6 単位・選択必修 4 単位、ベーシック科目から必修 2 単位・選択必修 8 単位、アドバンスト科目から必修 6 単位・選択必修 12 単位とする。

国際経営コース

必要修得単位数を 44 単位とし、そのうち、コア科目から必修 4 単位・選択必修 6 単位、ベーシック科目から必修 2 単位・選択必修 8 単位、アドバンスト科目から必修 6 単位・選択必修 12 単位とする。

2 会計専門職専攻

必要修得単位数を 48 単位とし、そのうち、コア科目から必修 4 単位・選択必修 10 単位、ベーシック科目・アドバンスト科目から選択必修 24 単位とする。

3 その他の履修要件は別に定める

- 第 19 条** 経営戦略研究科において履修する授業科目は、経営戦略研究科の授業科目のうちから履修しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該学生の教育上特に必要と認めた場合に限り、大学院共通科目、他の研究科の授業科目及び他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科委員会若しくは研究科教授会又は他の大学院の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により修得した他の研究科の授業科目の単位については、10 単位までを所定の単位数に算入することができる。
- 4 第 2 項の規定のうち、他の大学院にて修得した単位については、教育上特に必要と認めた場合、経営戦略研究科における授業科目の履修により修得したものとして、20 単位を超えない範囲で所定の単位数に算入することができる。
- 5 経営戦略研究科は、教育上特に必要と認めた場合、当該学生が経営戦略研究科に入学する前に大学院において修得した単位を経営戦略研究科における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。
- 6 前項の規定により認定できる単位数は、経営戦略研究科において修得した単位を除き、20 単位を超えないものとする。ただし、編入学の場合はこの限りでない。
- 7 第 4 項及び第 6 項に定める単位数は、あわせて 20 単位を超えないものとする。
- 8 入学前に経営戦略研究科の科目等履修により修得した単位の認定は、20 単位を超えないものとする。

第 4 章 課程の修了

第 1 節 司法研究科

- 第 20 条** 司法研究科に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 96 単位以上を修得することを修了要件とする。
- 2 司法研究科においては 1 年及び 2 年終了時点で次の要件をすべて満たすことを進級要件とする。なお、要件を満たさない場合は、当該年度に履修した進級要件の対象となる授業科目のうち成績評価が B 以上の科目のみ有効とし、C⁺以下の科目は全て無効とする。
- 1 第 15 条第 1 項のうち、履修基準年度 1 年の科目で、履修した科目の 1 年終了時点の平均 GPA が 1.7 以上あること
- 2 第 15 条第 1 項のうち、履修基準年度 1 年の科目の総単位数のうち 20 単位以上を 1 年終了時点で修得していること
- 3 第 15 条第 1 項及び第 2 項のうち履修基準年度 2 年までの科目で、履修した科目の 2 年終了時点の平均 GPA が 1.7 以上あること
- 4 第 15 条第 1 項及び第 2 項のうち、履修基準年度 2 年までの科目の総単位数のうち 40 単位以上を 2 年終了時点で修得していること
- 5 第 15 条第 1 項のうち、履修基準年度 1 年の科目の単位を 2 年終了時点ですべて修得していること
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、在学期間については次のとおり短縮することができる。ただし、短縮できる期間は、あわせて 1 年を超えないものとする。
- 1 第 16 条第 4 項に定める単位認定を行った場合、1 年を超えない範囲で認定単位数に相当する期間の在学期間を短縮することができる。ただし、編入学の場合はこの限りでない。

- 2 法学既修者の場合、1 年を超えない範囲で本研究科における必要単位を修得したものとする単位数に相当する期間の在学期間を短縮することができる。

第 21 条 司法研究科における最長在学年数は 6 年とする。

第 2 節 経営戦略研究科

第 22 条 経営戦略研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について経営戦略専攻は 44 単位以上、会計専門職専攻は 48 単位以上修得することを修了要件とする。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限及び在学期間については次のとおり短縮することができる。

- 1 実務の経験を有する者で、早期修了履修コースにより修了必要単位数を修得した者は、1 年 6 カ月で修了することができる。
- 2 第 19 条第 5 項で認定された単位数を含めて、早期に修了必要単位数を満たせる場合は、1 年以上 2 年未満の範囲内で早期に修了することができる。
- 3 会計専門職専攻において「財務会計論文指導Ⅳ」を履修する者は、第 1 項の規定のほか、学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

第 23 条 経営戦略研究科における最長在学年数は 4 年とする。

第 5 章 専門職学位

第 24 条 司法研究科において所定の課程を修了した者に、法務博士(専門職)の学位を授与する。

2 経営戦略研究科において経営戦略専攻の所定の課程を修了した者に経営管理修士(専門職)、会計専門職専攻の所定の課程を修了した者に会計修士(専門職)の学位を授与する。

3 学位に関する規程は、本章に定めるもののほか、別にこれを定める。

第 6 章 入学及び編入学

第 25 条 本専門職大学院に入学して専門職学位課程を修め得る者の資格は次のとおりとする。

- 1 学士の学位を有する者または大学を卒業した者
- 2 大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと各研究科において認められた者
- 3 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
- 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- 5 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 6 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者
- 7 外国の学校が行う通信教育により学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 8 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして文部科学大臣が指定した教育施設で、16 年の課程を修了した者
- 9 文部科学大臣の指定した者

第 26 条 本専門職大学院への編入学については次のとおりとする。

- 1 各研究科は、他の大学院の専門職学位課程を 1 学期間以上修了した者から、編入学の願い出がある場合、審査の上これを許可することができる。

- 2 編入学生の修業年限及び在学年限については、本学則第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条を基準に当該学生の入学前の課程を勘案し研究科で決定する。

第 27 条 本専門職大学院の入学時期は毎年 4 月及び 9 月とする。

- 2 本専門職大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行うものとする。
- 3 前項の志願者については、所定の選抜試験を行い、許可又は不許可を決定する。
- 4 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第 7 章 留学・休学・退学及び除籍

第 28 条 研究科は、本学と協定のある外国の大学の大学院又は本学が認定する外国の大学の大学院等へ留学を希望する者に対し、選考の上これを許可することができる。

- 2 留学の種類は、交換留学、ダブルディグリー留学、認定留学及び派遣留学とする。
- 3 研究科は、当該学生が留学先大学院等で修得した単位については、本学則第 16 条第 3 項及び第 19 条第 3 項の規定を適用し、当該研究科において修得した単位として認定することができる。
- 4 交換留学、認定留学及び派遣留学の期間は、1 学期間又は 2 学期間、ダブルディグリー留学の期間は 1 学期間以上とし、その期間を本学における在学年数に算入することができる。
- 5 交換留学、ダブルディグリー留学、認定留学及び派遣留学に関する規程は、別にこれを定める。

第 29 条 病気その他の事由によって休学しようとする者は、所定の休学願を春学期又は秋学期の各授業開始後 1 カ月以内に所属研究科長に提出して許可を得なければならない。

- 2 休学開始の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。
- 3 休学の期間は、1 年間又は 1 学期間とする。
- 4 許可された休学期間の経過後も継続して休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。
- 5 休学し得る期間は、原則として通算 2 年以内とする。ただし、母国の兵役による休学は、2 年を上限としてこの期間に算入しない。
- 6 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 30 条 病気その他の事由によって本専門職大学院を退学しようとする者は所定の退学願を所属研究科長に提出して許可を得なければならない。

- 2 退学の日付は、学費既納者については研究科教授会が承認した退学日とし、学費未納者については学費納入済の学期の末日とする。

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- 1 休学期間が通算 2 年を経過してなお復学又は退学しない者(ただし、母国の兵役による休学は、2 年を上限としてこの期間に算入しない)
- 2 第 21 条又は第 23 条に定める在学期間を超えてなお退学しない者
- 3 大学院学費納付規程第 9 条に該当する者

第 32 条 休学した者が、復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に所定の復学願を所属研究科長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 復学の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。

第 33 条 退学者又は除籍者が再入学しようとする場合は、再入学しようとする学期の開始日の 1 カ月前までに所定の再入学願を提出しなければならない。

- 2 退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、研究科教授会の議を経て許可することがある。ただし、

再入学は退学又は除籍の日から司法研究科においては6年以内、経営戦略研究科においては2年以内に願出するものとする。

第8章 学年・学期及び休日

第34条 本専門職大学院の学年は4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月19日までを春学期、9月20日から翌年3月31日までを秋学期とする。

第35条 本専門職大学院の休業日を次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 2 日曜日
 - 3 関西学院創立記念日(9月28日)
 - 4 夏季休業8月6日から9月19日まで
 - 5 冬季休業12月24日から1月5日まで
 - 6 春季休業2月14日から3月31日まで
- 2 前項第4号及び第6号の規定にかかわらず、夏季・春季休業期間中に、各研究科の教育課程に基づき、授業科目を開講することができる。
- 3 学長は大学評議会の議を経て、第1項に規定する休業日を変更し、授業日とすることができる。
- 4 学長は大学評議会の議を経て、第1項に規定する休業日を別の日に変更することができる。また臨時に休業日を定めることができる。

第9章 学費

第36条 学費は、入学金、授業料、研究資料費、教育充実費その他をいう。

- 2 学費は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学金を除く学費について、所定の手続を行った場合は、返還に応じるものとする。なお、返還申請締切日は次のとおりとする。
 - 1 春学期入学当該入学年3月31日
 - 2 秋学期入学当該入学年9月15日
- 4 学費の納付に関する規程は、別にこれを定める。

第10章 委託生・聴講生・科目等履修生・交換学生 及び短期留学生

第37条 公共団体又はその他の機関から本専門職大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上委託生としてこれを許可する。

第38条 本専門職大学院の特定授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上聴講生としてこれを許可する。

- 2 聴講生の聴講し得る授業科目の科目数及び単位数は、研究科の定めるところによる。
- 3 聴講生はその聴講科目につき試験を受けることができる。
- 4 試験に合格した者には願出があれば証明書を交付する。

第39条 研究科は、当該研究科の特定の授業科目又は複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者に対し、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生の履修し得る授業科目の科目数及び単位数は、研究科の定めるところによる。
- 3 研究科は、科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け、合格したときは所定の単位を与えるもの

とする。

第 40 条 本学と協定のある外国の大学の大学院学生で、本専門職大学院の授業科目の履修を希望し、当該大学の推薦のある者は、当該研究科教授会の承認を経て、交換学生として入学を許可することができる。

2 研究科は、外国の大学の大学院等から要請があり、当該学生の教育上及び研究上有益であると認められた場合は、短期留学生として入学を許可することができる。

3 交換学生及び短期留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第 41 条 本章に定めるほか委託生・聴講生・科目等履修生・交換学生及び短期留学生については、本学則の他の各章の規定を準用する。

第 11 章 賞罰

第 42 条 品行方正、学術優秀、志操堅固な者はこれを表彰する。

第 43 条 本学則又は規則に背き、その他学生の本分にもとる行為をなした者は、その軽重によりこれを懲戒する。

2 懲戒は譴責・謹慎・停学及び退学の 4 種とする。

ただし、退学は次の場合に限る。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- 3 正当の理由がなく出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章 学生心得

第 44 条 学生は、次に掲げる事項を守り、本専門職大学院設立の根本精神を体得するように努めなければならない。

- 1 常に広い視野に立って専門学術を研究し、精深な学識を涵養するに努めること
- 2 人格の本義を認め、キリスト教主義により人格の完成を期すこと
- 3 自由自治の本領に立ち、本専門職大学院学風の振興に努めること
- 4 学則及び諸規則を守り、つねに品位と秩序を保つこと

附則

この学則は、2016 年(平成 28 年)4 月 1 日から改正施行する。

第 1 章総則のための備考

1 第 2 条第 2 項に定める別表を次のとおりとする。

| | | |
|-------|------|---|
| 司法研究科 | 法務専攻 | 本研究科は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)として、Mastery for Service の精神を体現した人権感覚豊かな市民法曹として、現代社会の多様な法的ニーズに応えて、法曹と呼ぶにふさわしい良き仕事(Good Work)を遂行することができる高度の専門性と倫理的資質を備えた法曹を養成することを目的とする。 |
|-------|------|---|

| | | |
|---------|---------|--|
| 経営戦略研究科 | | <p>経営戦略研究科は、専門職学位課程としてMBA教育を行う経営戦略専攻と職業会計人養成のための会計専門職専攻を擁し、実践的な実務教育により経営及び会計の高度専門職業人を養成すること目的としている。各々独立した専攻でありながら、同研究科内で補完し、二専攻による優れた教育効果を学生に与えることを目指している。また、博士課程として先端マネジメント専攻を擁し、経営・会計の理論研究と実践的応用研究の推進及びこれを担う研究者や専門家等の養成を目的としている。</p> |
| | 経営戦略専攻 | <p>本専攻で養成する高度専門職業人は、「建学の精神に基づく高い職業倫理を持ち、国際的な水準で世界に通用するビジネスパーソン」である。本専攻には、「企業経営戦略コース」と「国際経営コース」があり、企業経営戦略コースは、グローバル化した日本社会のビジネス環境に合致した高度職業人の育成を目的としている。国際経営コースは、ビジネスの知識に加えて英語でビジネスを遂行する能力を養成することを目的としている。</p> |
| | 会計専門職専攻 | <p>本専攻で養成する高度専門職業人は、「建学の精神に基づく高い職業倫理を持ち、国際的な水準で世界に貢献し得る職業会計人」である。公認会計士などの職業専門家や企業の経理財務監査スペシャリスト、会計に強い公務員の養成を目的としている。</p> |